

その他の周知事項

- ①保安管理マスター試験合格者の作業監督者の選任に係る特例承認について
- ②保安図の作成及び提出について
- ③災害発生時の緊急時連絡先について
- ④鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援について
- ⑤地区保安対策協議会との連携について
- ⑥一般粉じん関係鉱害防止管理者資格認定講習について【情報提供】

①保安管理マスター試験合格者の作業監督者の選任に係る特例承認について

平成28年8月1日付けの鉱山保安法施行規則の改正に伴い、特定の作業については、鉱山保安法施行規則第43条第3項の規定に基づき、九州産業保安監督部長が認定（特例資格認定という）した者を作業監督者に選任できるようになりました。手続きは以下のとおりです。

■認定対象となる作業

【鉱山保安法施行規則第43条第1項の表】

第1号「火薬類の、受渡し、運搬及び発破に関する作業」※存置する作業は含まれないことに注意

第8号「石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業」

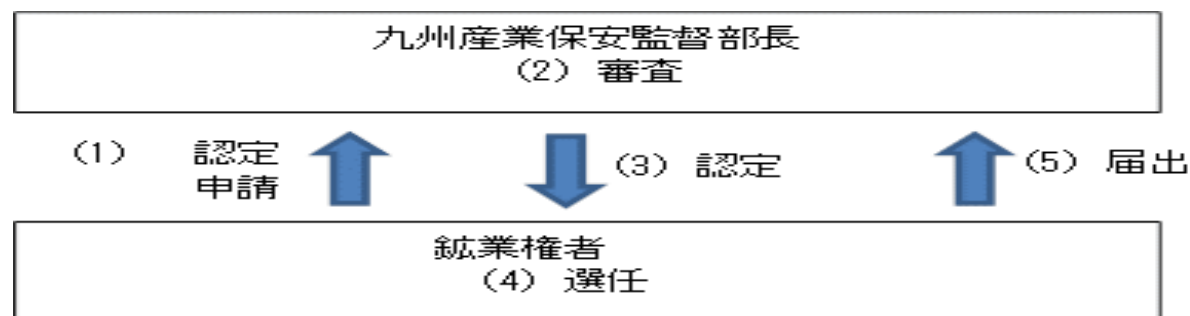
第10号「坑廃水処理施設及び水質汚濁防止法施行令別表第一第六十二号に掲げる施設の鉱害防止に関する作業」

第14号「粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業」

○[鉱山保安法施行規則（経済産業省令第86号）](#)

○[鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について（内規）（20160721商局第1号）](#)

■特例資格認定手続きの流れ



■認定申請

鉱業権者は、認定申請書（様式第1号又は第2号）に以下の書類を添付し、九州産業保安監督部長に申請する。※作業監督者に選任する日までに時間的余裕を持って申請手続を行うこと。

〔作業区分第1号・第8号・第14号の認定申請時の添付書類〕

- 鉱山保安推進協議会保安管理マスター制度運営委員会が発行した「鉱場技術保安管理士」又は「露天採掘技術保安管理士」免状の写し
- 選任予定日から過去4年の間に鉱山保安推進協議会保安管理マスター制度運営委員会が発行した「鉱山保安法令に関する講習受講証明書」の写し
（※免状取得の際に法令講習を受講した日から作業監督者に選任する予定日までの期間が4年を超えている場合のみ）
- 鉱山保安法施行規則第43条第1項の表の第1号、第8号又は第14号の上欄に定めた作業に関し十分な実務経験（1年以上）を証明する資料（様式第3号）

〔作業区分第10号の認定申請時の添付書類〕

- 鉱業法第62条第3項に基づく事業休止の認可書の写し
- 一般財団法人休廃止鉱山資格認定協会（以下「認定協会」という。）が行う休廃止鉱山坑廃水処理資格認定講習に合格したことを証する修了証書（当該認定が有効期間内であるものに限る。）の写し

■認定申請書等様式

- 様式第1号：[認定申請書（作業区分第1号・第8号・第14号）](#)
- 様式第2号：[認定申請書（作業区分第10号）](#)
- 様式第3号：[実務経験証明書](#)

■認定

九州産業保安監督部長は、鉱業権者に対し、鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく「認定書」を発行する。

■選任・届出

鉱業権者は、認定を受けた者の中から該当作業に係る作業監督者を選任した場合、九州産業保安監督部長に対し、上記で交付された「認定書」の写しを添付の上、鉱山保安法施行規則第43条第4項の様式第五号による選任届を提出する。

■その他

①特例資格認定を受けた者の異動について

- ・特例資格認定は、認定書に記載した鉱山においてのみ有効とする。
- ・特例資格認定を受けた者が、他の鉱山へ異動した場合は、異動先鉱山の鉱業権者が特例資格認定を取り直す必要がある。

②選任日以降の法令講習受講義務について（作業区分第1号・第8号・第14号）

- ・特例資格認定を受けて作業監督者に選任された者は、選任日以降においても4年に1回以上の頻度で、鉱山保安推進協議会保安管理マスター制度運営委員会が実施する法令講習を受講する必要がある。当該要件を満たしていない場合、特例資格認定は失効し、作業監督者の選任に必要な要件を満たしていない者となる。

③特例資格認定を受けた者の選任に係る制限について（作業区分第10号）

- ・特例資格認定を受けた者は、休止鉱山における作業監督者への選任のみであり次の場合は認めない。
 - i) 休止鉱山と稼行鉱山を兼務する作業監督者
 - ii) 休止鉱山と稼行鉱山が共通で使用する坑廃水処理施設の作業監督者

②保安図の作成及び提出について

○保安図については、作成及び提出について、以下のとおり規定があります。

鉱山保安法第42条

鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、鉱山に係る保安図を作成し、これを鉱業事務所に備え、かつ、その複本を産業保安監督部長に提出しなければならない。

(本条については、※罰則規定あり)

鉱山保安施行規則第47条

第1項

鉱業権者は、法第42条の規定に基づき作成した**保安図の複本を毎年6月末日現在のものを毎年8月末日までに提出するものとする**。ただし、既に提出した保安図の複本から変更がないときは、その旨を産業保安監督部長に申し出て、その提出を行わないことができる。

○したがって、**本年も8月末日までに当部長あて提出**されますよう、改めてお願いします。(6月末現在のもの)

作成にあたっては、同上規則第47条第2項各号の規定に基づくようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、鉱山保安課あてお問い合わせください。

○なお、**令和4年度に提出いただいた保安図について**、いくつかの鉱山に対して、メールまたは電話にて、追加、**修正等のお願いをしております**ので、**令和5年度にご提出の際は留意**されますよう、重ねてお願いします。

保安図の記載方法

鉱山保安施行規則第47条

第2項

法第42条の規定に基づき、鉱山に係る保安図を作成するときは、次の各号の規定によるものとする。

- 一 施設の配置が適切に表示される縮尺とすること。
- 二 記号は、日本産業規格M〇一〇一鉱山記号で定める記号とし、同規格に該当する記号がない場合にあっては、簡潔かつ平易に事項を表示することができる記号とする。
- 三 石炭鉱山及び金属鉱山等の露天掘採場並びに金属鉱山等の坑内においては、平面図のほか、さい面図を作成すること。
- 六 金属鉱山等の坑内においては、坑口、坑道、立坑、掘採作業場、掘進箇所、鉱業廃棄物の埋立場、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、通気設備、排水設備、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 七 石油鉱山においては、坑井、ポンピングパワー、特定施設、受電設備、火薬類その他の危険物の貯蔵所、消火施設の位置その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十一 金属鉱山等の地下施設においては、第三号及び第六号に準じて記載すること。
- 十二 金属鉱山等の坑外においては、露天掘採場、製錬場、選鉱場、捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場、鉱業廃棄物の埋立場、坑廃水処理施設等及び排水口、火薬庫、火薬類取扱所、燃料油貯蔵所、燃料給油所、油脂類、毒物及び劇物その他の危険物の貯蔵所、消火設備その他保安上必要な事項を記載すること。
- 十四 金属鉱山等においては、鉱山の周辺にある鉱業法第六十四条に規定する公共の用に供する施設及び建物を記載すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部長が保安上必要があると認めて指示した事項を記載すること。

【参考】使用頻度の高いJIS鉱山記号

記号番号	名称	記号	記号番号	名称	記号
G12	露天掘採場		G21	燃料貯蔵所	
D13	消火栓		G22	燃料給油所	
D14	消火器		G23	坑廃水処理施設	
D6	発破箇所		G24	たい積場 粹黒 中焦茶色ぼかし	
D7	発破退避所		G25	沈澱池 粹黒中青色ぼかし	
E21	ベルトコンベア		G26	埋立場 粹黒中黄色ぼかし	
E37	コンプレッサ 空気用・ガス用		G7	倉庫	
G10	火薬類取扱所		Z2	鉱区線 赤	
G11	火薬類貯蔵所(火薬庫)		Z3	隣接他人鉱区線 青	
G12	油脂類貯蔵所				

※図面を見る側がわかりやすく作成して下さい。

火薬類受渡場所はJIS記号はありませんので  とかわかるように記載して下さい。

出典：JISM0101;1978 鉱山記号

③災害発生時の緊急連絡先について

以下の連絡先に連絡をお願いいたします

鉱山災害・事故受付体制（令和5年4月1日現在）

【勤務時間内】

勤務時間内は、各課の監督係又は総括係へ連絡して下さい。

○鉱山保安課 092-482-5928～5931（監督係・総括係）

○鉱害防止課 092-482-5933～5935（監督係・総括係）

【勤務時間外・休日】

危 害 関 係	■ 鉱山保安課
	① 鉱山保安課長 山田 智
	② 統括鉱務監督官 中村 章次郎
	※ 鉱山保安課メールアドレス： bzl-kyushu-kozanhoanka★meti.go.jp
鉱 害 関 係	■ 鉱害防止課
	① 鉱害防止課長 高口 龍也
	② 統括鉱務監督官 江崎 昭博
	※ 鉱害防止課メールアドレス： bzl-kyushu-kogaiboshika★meti.go.jp
※ 勤務時間外・休日は、原則、上記①の各担当課長へ連絡して下さい。	
上記①と連絡がとれない場合は、②の順番で連絡下さい。	
①、②とも連絡がとれない場合は、危害・鉱害にかかわらず、上記のいずれかの職員へ連絡下さい。	

※メールアドレスの★を@に変換してお送りください。

各課のメールアドレスを変更しておりますので、ご注意ください

bzl-...

(ビー, ゼット, エル, ハイフン)

災害発生時の緊急連絡方法

地震等の自然災害(下記の事象)発生時にも、速やかに鉱山被害の有無等の連絡をお願いいたします

《地震等自然災害について》

下記の事象が発生した場合には、速やかに鉱山被害の有無等について連絡をお願いします。また、当部より被害状況等の有無について、勤務時間外においても電話等で確認させていただく場合がありますのでご承知おき下さい。

なお、連絡方法につきましては、メールによる連絡を優先するようお願いします。

【危害関係】 鉱山保安課メールアドレス: bz1-kyushu-kozanhoanka★meti.go.jp

【鉱害関係】 鉱害防止課メールアドレス: bz1-kyushu-kogaiboshika★meti.go.jp

※メールアドレスの★を@に変換してお送りください。

※上記のメールが送信できないときは、FAX:092-471-5976 へ

(記)

●震度5弱以上の地震が発生した場合

●大津波警報が発令された場合

●集中豪雨等の大雨があった場合

(1時間雨量 50mm 以上、3時間雨量 100mm 以上、24時間雨量 200mm 以上程度の降雨)

●台風が通過した場合

※なお、上記の事象に該当しない場合において、自然災害による被害が発生した場合は、速やかに報告して下さい。

以下の事項についてご連絡いただきたくお願いいたします。

(分かる範囲で結構です)

- ・ 災害発生日時・発生箇所
- ・ 災害概要
- ・ 罹災者の有無
- ・ (罹災者がいれば)罹災の程度、罹災者についての情報

④ 鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援について

・PDCAサイクル

P 保安規程の見直し

D 措置の実施

C 措置の
確認・評価

A 措置の見直し



⑤ 地区保安対策協議会との連携について

・保安講義の講師派遣



・オンラインによる保安講義



⑥一般粉じん関係鉱害防止管理者資格認定講習について【情報提供】

令和5年4月

令和5年度 一般粉じん関係公害防止管理者資格認定講習のご案内

一般社団法人 日本砕石協会

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第3に規定されている標記の資格認定講習を、以下の日程により実施いたします。

本講習は、1つの特定工場に2名以上の有資格者（一般粉じん関係公害防止管理者）を配置するために、経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けて当協会が実施するものです。多くの受講者の申込みがありますが、募集人数に限度があるため、事前に仮予約の受付をします。なお、**正式の申込用紙及び詳細なご案内は、開催期日の4週間前頃に、仮申込書に記載された送付先にご送付いたします。**

（注）特定工場とは、以下の一般粉じん発生施設が設置されている工場。

- ① コークス炉の原料処理能力が1日当たり50トン以上
- ② 土石の堆積場の面積が1,000㎡以上
- ③ ベルトコンベアのベルトの幅が75cm以上又はバケットコンベアのバケット内容量が0.03㎡以上
- ④ 破砕機又は摩砕機の原動機の定格出力が75kW以上
- ⑤ ふるいの原動機の定格出力が15kW以上

1. 開催日程及び開催場所

開催期日	開催地	募集人数
令和5年9月7日（木）～8日（金）	名古屋市	60名
令和5年9月28日（木）～29日（金）	福岡市	50名
令和5年11月1日（水）～2日（木）	東京都千代田区	100名
令和5年11月29日（水）～30日（木）	沖縄県那覇市	40名

2. 受講資格（別紙参考）

■一般受講者

- ◇大学卒……………薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が3年以上
- ◇短大・旧専門学校卒……………薬学・工学・化学のいずれかの課程を修めて卒業したのち実務経験が5年以上
- ◇高校卒……………実務経験7年以上
- ◇その他……………実務経験10年以上

（注）実務経験とは、粉じん発生施設または粉じんを処理するための施設の維持管理を行った経験。

- 採石業務管理者としての実務経験が1年以上
- 衛生工学衛生管理者としての実務経験が1年以上
- 環境計量士（濃度関係）
- 第1種作業環境測定士
- 技術士（化学部門においては化学装置及び設備又は化学プロセスの科目、衛生部門においては大気管理又は建築物環境衛生管理の科目、環境部門においては環境保全計画又は環境測定の科目）

3. 受講料及びテキスト代

受講料：28,500円（非課税） テキスト代：10,000円（税抜き） 計38,500円（税込）

※受講料及びテキスト代は正式の申込書提出と同時にご送金いただきます。

4. 仮申込方法

日本砕石協会ホームページから仮申込書を入力後、受講資格を証する書類（別紙参照）を郵送して下さい。
<https://ws.formzu.net/fgen/S89185615/>

5. 書類送付先 〒141-0031 東京都品川区西五反田 8-1-2 第2平森ビル2階

6. その他

- 既に一般粉じん関係以外の公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を保有されている方が本講習を受講される場合は、保有資格取得時に受験・受講した科目と共通の科目について講義を免除することが可能となりますので、以下の連絡先にご相談ください。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により募集人数の縮小等を行う場合があります。

7. 問合せ先 一般社団法人日本砕石協会 担当：磯部・三澤 MAIL: jcsa_honbu@nifty.com

（別紙）申込に必要な書類と資格

a. 一般受講者（下表のア～エのいずれかの資格で受講する者）

	学 歴	課 程 (学部・学科・専攻)	実務の内容	経験 年数
ア	大学卒業	薬学 化学 工学	一般粉じん発生施設又は一般粉じんを処理するための施設の維持及び管理（砕石工場の場合は砕石置き場、ベルトコンベア、バケットコンベア、破砕機、摩砕機及び古い等の維持又は管理）	3年
イ	短期大学又は旧専門学校卒業	同上	同上	5年
ウ	高等学校卒業		同上	7年
エ	上記以外の方		同上	10年

※学歴については特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（別表第1）を参照。

- 必要書類**
- (1) 公害実務証明書(様式1) ……1通 (様式2は不要)
 - (2) 卒業証書の写又は卒業証明書 ……1通 (上表エの者は不要)

b. 採石業務管理者資格で受講する者

採石法第32条の2第1項第2号に規定する採石業務管理者（都道府県知事に登録をした者）として1年以上その職務に従事した者

- 必要書類**
- (1) 業務管理者職務証明書(様式2) ……1通 (様式1は不要)
 - (2) 採石業務管理者試験合格証の写 ……1通

c. 衛生工学衛生管理者の資格で受講する者

衛生工学衛生管理者の免許を受けた方で、労働基準法施行規則第18条第4号（土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務）に係る衛生管理者（労働基準監督署への届出をした者）として1年以上その職務に従事した者

- 必要書類**
- (1) 衛生工学衛生管理者職務証明書(様式2) ……1通 (様式1は不要)
 - (2) 衛生管理者の免許の写 ……1通

d. 環境計量士（濃度関係）、第1種作業環境測定士及び技術士（化学部門においては化学装置及び施設又は化学プロセス、衛生工学部門においては大気管理又は建築物環境衛生管理、環境部門においては環境保全計画又は環境測定の科目）のいずれかの資格で受講する者

- 必要書類**
- (1) 合格証の写 ……1通